

債権者利用者に関する特約

この債権者利用者に関する特約(以下「本特約」といいます。)は、e-Noteless 利用規約(以下「利用規約」といいます。)に基づき、みずほ信託銀行株式会社(以下「当行」といいます。)との間で e-Noteless 利用契約を締結した利用者のうち、債権者利用者の利用資格を有する者(以下「債権者利用者」といいます。)又は債権者利用者の利用資格を取得しようとする者と当行との間に適用されるものです。

本特約で用いられる用語の意味は、本特約に別段の定めがある場合を除き、利用規約において定義された用語と同一の意味を有するものとします。

第1条(本特約の目的)

1. 本特約は、e-Noteless 利用契約と一体となるものであり、利用規約その他関連規約において「e-Noteless 利用契約」とある場合、債権者利用者と当行との間においては、本特約も e-Noteless 利用契約に含まれるものとします。
2. 本特約の各規定は、利用規約第 59 条の規定に基づき、債権者利用者と当行との間において利用規約その他関連規約の規定に優先して適用されます。但し、利用規約その他関連規約において別段の定めがある場合は、この限りではありません。

第2条(利用申請に関する特約)

1. 債権者利用者の利用資格を取得しようとする者(以下「申請者」といいます。)は、利用申請書に基づく利用契約の締結の申込み、利用者登録(追加登録を含みます。以下本条において同様とします。)の申請又は利用資格取得(追加取得を含みます。以下本条において同様とします。)の申請に関する手続その他これらの手続に関連する手続に必要な一切の代理権を、当該利用申請書に記載された債務者利用者又は債務者利用者の利用資格を取得しようとする者(当該債務者利用者が当行に代理人届出書を提出している場合は、当該代理人届出書に代理人として記載されている者。以下「申請代理人」といいます。)に授与します。
2. 申請代理人が商号、本店所在地その他利用申請書又は代理人届出書に記載された事項について、利用規約第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき変更の届出を行い、当行所定の手続を経た場合、当行は、当該利用申請書又は代理人届出書の記載を当該変更後の内容に読み替えるものとし、申請者はかかる取扱いについて同意するものとします。
3. 記録機関及び当行は、利用契約の締結、利用者登録の承認又は利用資格取得の承認に係る可否の通知を、申請代理人に対して行うものとします。
4. 申請代理人が利用申請書を当行に提出した場合において、当該提出の時点で申請者が既に利用契約を締結済みであるか否かについては、当行がこれを判断するものとし、当該

申請者及び申請代理人は、利用申請書においてこれを明示することを要しないものとします。

第3条（支払等記録の変更記録の請求委託に関する特約）

1. 利用規約第32条第2項の規定に基づき、当行が弁済金を代理受領したことにより電子記録債権の弁済の効力が生じた場合において、当該効力が生じた時点で既に当該電子記録債権につき支払等記録が行われているときは、債権者及び債務者は、本特約をもってあらかじめ当行に対して、当該支払等記録に係る記録事項（法第24条第3号の記録事項に限ります。）の変更記録の請求委託をするものとし、この場合、都度の請求委託は省略するものとします。
2. 債務者利用者は、債権者利用者の請求委託事務取扱者として、当行に対する前項の変更記録の請求委託をすることができます。債権者利用者は、債務者利用者が債権者利用者の請求委託事務取扱者として当該請求委託を代行することにつき、本特約をもってあらかじめ債務者利用者に委託します。また、債権者利用者は、請求委託事務取扱者から当行に債権者利用者に係る当該請求委託があったときは、債権者利用者から当該請求委託があったものとして取り扱うよう、本特約をもってあらかじめ当行に指図します。

第4条（同意）

債権者利用者は、次に掲げる事項につき、本特約をもって同意するものとします。

- (1) 債権者利用者が届出した事項の文字により、JIS（日本工業規格）漢字コード第1水準・第2水準の文字又はカタカナに変更して登録する場合があること
- (2) 社名等届出事項が一定の文字数を越えた場合、当行から送付する各種書類における表示が一部省略されること

第5条（変更）

1. 当行は、法令の制定又は改廃、監督官庁による指導、サービスの改善その他本特約の規定を変更する必要性が生じた場合、当行の合理的判断に基づき、本特約の規定を変更することができます。
2. 当行が前項の規定により本特約の規定を変更する場合、当行所定の方法により、事前に、債権者利用者に対して当該変更の内容を通知するものとします。但し、当該変更が債権者利用者の権利義務に影響を与えないものである場合又は軽微なものである場合は、事前の通知に代えて事後速やかに通知することで足りるものとします。
3. 当行が第1項の規定により本特約の規定を変更した場合、債権者利用者及び当行は、当該変更の日以降、変更後の本特約の規定に従うものとし、利用契約の内容も当該変更に応じて当然に変更されるものとします。なお、当行はこの変更によって利用者及び記録機関に生じた損害について一切の責任を負いません。

第6条（その他の事項）

本特約に定めのない事項については、利用規約その他関連規約の規定に従うものとします。

附 則

本特約は、平成23年2月28日から効力を生じるものとします。

本特約の平成24年8月31日付変更は、平成24年8月31日から効力を生じるものとします。

本特約の令和元年7月8日付変更は、令和元年7月8日から効力を生じるものとします。